

公募要領

1. 応募資格

応募者は、以下の条件を満足するものとします。

①「個人」、「民間企業」または「大学等」であること。

大学等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学および高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、特殊法人、国立研究開発法人、社団法人、財団法人、研究組合等をいいます。

②東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年細則第 7 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。

③警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 応募方法

応募資料は、東日本高速道路株式会社ホームページ TI ネットワーク（技術提案・共同研究の募集）より登録してください。

<http://www.e-nexco.co.jp/effort/technique/tinet/>

3. 公募期間

平成 30 年 4 月 16 日（月）～平成 30 年 5 月 31 日（木）

なお、公募状況に応じ公募期間を延長することがあります。

4. ヒアリング等

提出された応募資料をもとにヒアリング等を実施することがあります。なお、ヒアリング等を実施する場合は、ヒアリング等の実施時期、方法及び内容等について、別途連絡調整します。また、ヒアリング等は複数回となることもあります。

5. 共同研究・開発対象技術の選定

（1）選考方法

応募資料及びヒアリング等に基づき、以下の事項を確認のうえで共同研究・開発対象候補として技術等およびそれを提案した者を選定します。

- ・ 応募資格を満たしていること
- ・ 十分な実施体制が確保されていること
- ・ 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと
- ・ 求める性能・規格の実現可能性が高いこと
- ・ 技術等が的確性、汎用性にすぐれていること

（2）選定後の手続き

選定後は、社内における検討を経て、共同研究・開発の実施判断をさせていただきます。
なお、選定は1つの技術等とは限らず、複数の技術等を選定する場合があります。
また、応募内容を確認後、複数の応募者が共同して技術開発することが望ましいと考えられる場合、共同による実施について協議する場合があります。

(3) 選定・非選定の通知

応募者に対して選定結果を文書で通知します。結果の通知の時期は、平成30年6月上旬頃を予定しているが、応募状況等により変更する場合があります。

(4) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定の取り消しが必要と認められたとき

6. 共同研究・開発にかかる費用の扱い

共同研究・開発にかかる費用の負担については、公募者と応募者において別途協議のうえで決定します。

7. 応募方法

応募に際してはA4サイズで2枚までとし、下記の事項に留意して応募資料を作成すること。なお、補足資料がある場合はA3サイズで1枚まで添付することができます。

(1) 記載内容

記載事項	内容に関する留意事項
応募資格	応募資格について記載すること
実施体制	提案内容を実現するための実施体制を記載すること
技術開発の概要	技術の概要を明確に記載すること 求める性能・規格を満足するための技術・方法等について可能な限り具体的な内容を記載すること
特許等取得情報	応募技術に関する既存の特許等取得情報について記載すること
想定される費用	開発に要する概算費用を記載すること
開発スケジュール	開発スケジュールを検討項目ごとに分けて記載すること

(2) 守秘義務

技術提案書の内容は成果の一部であることから、5(1)に示す応募資料の確認および共同研究・開発対象技術の選定にあたり応募技術の内容を知り得た者は、第三者に対して開示・漏洩しない義務を有するものとします。但し、技術提案書作成者の同意を得た場合はこの限りではありません。

なお、社内における検討に際して、NEXCO 東日本グループ（グループ会社含む）の関連部署に開示させていただく場合があります。

8. その他

- (1) 共同研究・開発の結果、有用な技術に達した場合、試行採用していく予定です。なお、関係者との協議等により、開発技術の採用が必ずしも確約されるものではありません。
- (2) 共同研究・開発の実施にあたり、グループ会社が参加する場合があります。
- (3) 技術提案書に記載された提案者が保有する技術の産業財産権については、原則、提案者に帰属するものとしますが、秘密保持契約締結以降において、新たに開発・付加された新技術・アイデア等については、別途協議するものとします。
- (4) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとします。
- (5) 技術提案書の作成および提出に要する費用は応募者の負担とします。
- (6) 応募された資料は、本公募に関わる共同研究・開発対象技術の選定およびその評価以外に無断で使用することはありません。
- (7) 応募された資料は返却いたしません。
- (8) 選定の過程において応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (9) 技術公募に関する問合せに関しては、以下のとおり受け付けます。

問合せ先

東日本高速道路株式会社 建設・技術本部 技術・環境部 技術企画課 TI ネットワーク係

住所：東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞ヶ関ビルディング 〒100-8979

電話：03-3506-0111

技 術 提 案 書

公募技術の名称

標記の技術開発に関する公募について、技術提案書を提出します。

年 月 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 廣瀬 博 殿

提出者) 住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 (役職名 氏名) 印
作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E-mail

技術提案

公募技術の名称：

《記載上の注意事項》

本様式は2枚までとする。

なお、補足資料がある場合はA3サイズで1枚まで添付することができる